
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【審議事項】コモディティ・ローンの会計処理

I. 本資料の目的

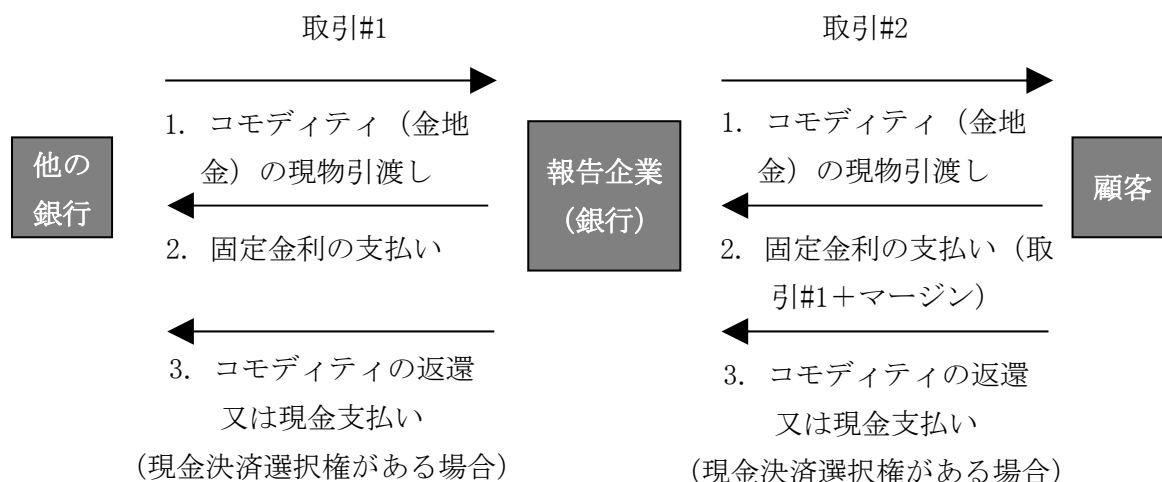
1. 本資料は、2016 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論されたコモディティ・ローンの会計処理の明確化の要望を踏まえたアジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）について、ご意見を伺うことを目的として作成している。
2. なお、コモディティ・ローンの会計処理については、IASB スタッフから当委員会への論点の照会（アウトリーチ）が行われており、2016 年 5 月に開催した第 4 回 IFRS 適用課題対応専門委員会において、専門委員の皆様から頂いた回答を基に IASB スタッフへ回答した内容をご報告している。アウトリーチの質問項目および IASB スタッフに対する回答については、別紙 1 に記載している。

II. 背景

要望の概要

3. IFRS-IC は、「コモディティ・ローン」とよばれる特定のコモディティ取引（例：貴金属取引）の会計処理の明確化を求める要望を受けた。
4. 取引の概要は次のとおりである（図 1 参照）。
 - (1) 企業（銀行であることが多い。）が、あるコモディティ（例：金地金）を貸手から 12 カ月間にわたって借り受ける（図 1 取引#1）。当該コモディティの現物の受領時に、法的所有権も企業へ移転する。当該コモディティは代替可能物であり、類似のコモディティと容易に取替可能である。
 - (2) 契約当初には現金の流入又は流出はないが、企業は契約期間中、①契約時点の当該コモディティの価値及び②関連する金利に基づいて、四半期ごとに貸手へ固定金額の報酬を支払う。契約期間の満了時には、企業は同種かつ同品質のコモディティを貸手へ返還する義務を負う。企業は、現物の返還に代えて、当該コモディティのスポット価格に基づく現金による決済を行う選択権を有する場合がある。
 - (3) 企業はその後、上記と同一の契約条件に自身の報酬分を上乗せして、顧客（企業から金地金等の借手）との間で類似の取引を行う（図 1 取引#2）。

図1 想定されている取引



論点

5. 企業が上記の取引に関連する資産及び負債を認識すべきかどうか論点となる。本論点の明確化の要望の提出者によれば、企業は本取引を IAS 第 2 号「棚卸資産」が適用される棚卸資産取引とするか、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」又は IFRS 第 9 号「金融商品」が適用される証券貸借契約とするかで、実務上、異なる会計処理が行われているとしている。

見解

6. 明確化の要望の提出者は、この論点について次の 2 つの見解がみられるとしている。

(見解 1：資産及び負債を認識する。)

7. 見解 1 では、企業は借手から回収するコモディティを資産、貸手にコモディティを返還する契約上の義務を負債として、それらの双方を認識すべきとされる。このアプローチを採る企業は一般に、当該コモディティ取引を IAS 第 2 号が適用される棚卸資産に関連する取引として会計処理する。

(見解 2：資産及び負債を認識しない。)

8. 見解 2 では、企業はコモディティの授受を資産及び負債として会計処理せず、契約当初に決定された貸手に支払う固定金額の報酬を契約期間にわたって費用処理するとともに、借手から受け取る報酬を収益処理するのみである。このアプローチは、当該コ

モディティ取引を IAS 第 39 号 AG51 項(b)¹又は IFRS 第 9 号 B3. 2. 16 項(b)²に規定される証券貸借取引に類似するものとみる見解に基づくものである。

アウトリーチの結果

9. IASB スタッフは、各法域の関係者へのアウトリーチを行った結果、本論点はアジア、カナダ及び南アフリカ等の一部の地域において一般的なものであるが、その他の法域においては一般的なものとは言えないとの回答を得ている。本論点が一般に見受けられる法域においては、当該法域内の主だった銀行が要望書に記載されたタイプの取引（及びそれに類似した取引）を行っているとの回答が寄せられている。また、本論点が一般に見受けられるとしたすべての回答者から、このようなコモディティ取引に適用すべき IFRS の基準が存在しないことから、実務におけるばらつきが見られるとの回答が寄せられている。

III. 2016 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフによる提案

10. 2016 年 11 月開催の IFRS-IC 会議において、IASB スタッフは、本資料の第 11 項から第 14 項に記載した分析結果を提示したうえで、本論点を IFRS-IC のアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。
11. 要望書に記載された取引に適用される可能性がある IFRS 基準は数多く存在するものの、当該取引に合致する基準は存在しない。既存の IFRS 基準に照らした分析の概略は

¹ IAS 第39号 AG51項（一部抜粋）

次の例は、認識の中止に関する本基準の原則の適用を例示するものである。

- (b) 買戻契約及び証券貸借——ほぼ同一の資産 同一若しくはほぼ同一の資産を一定価格又は販売価格に貸手の利回りを加えた価格で買戻す契約により金融資産が売却された場合、又は同一若しくはほぼ同一の資産を譲渡人に返還する契約により証券の貸借が行われた場合には、譲渡人が所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているため、認識の中止は行われない。

² IFRS 第9号 B3. 2. 16項（一部抜粋）

企業が、譲渡資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、当該資産に対する支配を保持している場合には、企業は継続的関与の範囲において当該譲渡資産の認識を継続する。譲渡資産に対する企業の継続的関与の範囲とは、企業が譲渡資産の価値の変動に晒される範囲である。例えば、

- (b) 企業の継続的関与が、譲渡資産に対する買建又は売建（あるいはその両方）のオプションの形をとっている場合には、企業の継続的関与の範囲は、企業が買戻す可能性のある譲渡資産の金額である。しかし、公正価値で測定される資産に係る売建プット・オプションの場合には、企業の継続的関与の範囲は、譲渡資産の公正価値とオプションの行使価格のいずれか低い方に限定される（B3. 2. 13項参照）。

次のとおりである。

- (1) IFRS 第 16 号「リース」(IAS 第 17 号「リース」及び IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」)に関する分析

契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり移転する(IFRS 第 16 号第 9 項)ものではないため、リース取引には該当しない。

- (2) IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(IAS 第 18 号「収益」)に関する分析

要望書に記載されたコモディティについては、IAS 第 2 号第 6 項³の棚卸資産の定義(a)～(c)に照らすと、明らかに(b)及び(c)の要件は満たさない。(a)の定義のうち、通常の事業の過程において保有されるものであるか否かは、報告企業の事業モデル等の環境によると考えられる。また、一定期間後の買い戻しが想定されており、法的所有権は移転したとしてもリスクと便益が移転したとは言えないことから、販売を目的として保有されているという要件を明確に満たすとは言えないと考えられる。

- (3) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関する分析

報告企業がコモディティを返還する義務は、時期又は金額が不確実な負債ではなく、また、契約に基づきコモディティの貸手との間で正式に合意された義務であるため、引当金には該当しない。

- (4) IFRS 第 9 号「金融商品」(IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」)に関する分析

コモディティは現金ではなく、現金又は金融資産を受け取る権利にも該当しないことから、金融資産の定義を満たさない。また、IFRS 第 9 号第 2.4 項では、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約については IFRS 第 9 号が適用されるとされているが、要望書に記載されたコモディティの譲渡取引は販売に該当しないものと考えられることから、IFRS 第 9 号第 2.4 項にも該当しないものと考えられる。

12. 第 11 項に示した分析の通り、既存の IFRS 基準では要望書に記載された取引に適用されるべき基準が明らかではないことから、報告企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上

³ IAS 第 2 号第 6 項 (一部抜粋)

棚卸資産とは、次のような資産をいう。

- (a) 通常の事業の過程において販売を目的として保有されるもの
- (b) そのような販売を目的とする生産の過程にあるもの
- (c) 生産過程又はサービスの提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品

の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項⁴及び第 11 項⁵に従い、個々の取引の状況を踏まえ、適用すべき会計方針を判断することになると考えられる。

13. アウトリーチの結果から、コモディティ・ローンについては、要望書に記載された取引パターンに限らず、当該取引に類似した、しかしながら内容が完全には一致していない多様な取引パターンが実務で見受けられるとのことである。したがって、何らかの形で、範囲の限定的な基準の開発を行うことにより要望書への対応を行うことは困難である。
14. 仮に何らかの形で基準開発を行った場合、わずかな便益しか得られないのに対し、基準が前提とした要望書に記載された取引とは異なる状況の取引に対して、当該基準が不適切に適用されるリスクをもたらす可能性がある。

IFRS-IC 会議で示された主な意見

15. IASB スタッフが示した提案について、アジェンダ決定案の一部の文言について修正を求めるコメントを除き、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれた。

IFRS-IC 会議での議論の結果

16. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された（下線は、スタッフ提案からの追加を示すものである。なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 2 に記載している。）
 - (1) IFRS-IC は、要望書に記載されたコモディティ・ローン取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があることに着目した（しかし、解釈指針委員会は、コモディティに関するある取引（例えば、企業の生産工程に使用するた

⁴ IAS 第 8 号第 10 項

取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。

- (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がある。
- (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある。
 - (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表す。
 - (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する。
 - (iii) 中立である、すなわち偏りが無い。
 - (iv) 慎重である。
 - (v) 重要性があるすべての点で完全である。

⁵ IAS 第 8 号第 11 項

第 10 項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。

- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の要求事項
- (b) 「フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念

- めのコモディティの購入)には、特定のIFRS基準が適用される可能性があることに着目した。)。
- (2) IFRS-ICは、ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業はIAS第8号第10項及び第11項に従い、適用すべき会計方針を判断することとなることに着目した。IFRS-ICは、IAS第8号の第10項を適用して、策定された会計方針は次のような情報をもたらすものでなければならないことに留意した。(i) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、(ii) 信頼性がある(すなわち、財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現し、経済的実質を反映し、中立的で慎重で重要性があるすべての点で完全である)。
- (3) IFRS-ICは、IAS第1号「財務諸表の表示」の第112項(c)⁶の要求事項が、企業がIAS第8号の第10項及び第11項を適用して会計方針を策定する場合に関連する可能性があることにも着目した。コモディティ取引の会計処理及び関連するリスクの理解に目的適合性がある情報を提供するために追加的な開示が必要とされる場合は、これに該当する。
- (4) IFRS-ICは、現行のIFRS基準の範囲内で効率的に本論点を解決するのは不可能であり、狭い範囲の基準設定活動では企業にとって限定的な便益しかないのに対し意図しない重要な問題を生じさせる可能性がある⁶と結論付けた。
- (5) したがって、IFRS-ICは、この論点をアジェンダに追加しない。

IV. 今後の予定

17. 第16項に記載したアジェンダ決定案については、2017年1月27日までコメントを募集している。IFRS-ICは、2017年以降の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

V. 当委員会事務局の対応(案)

18. IASBスタッフからの要望に基づき、2016年3月にわが国の関係者に対するアウトリーチを実施した結果、当該取引は特定業種(部品製造業、商社、リース会社等)においてみられる取引ではあるものの、わが国の実務においては必ずしもよく観察されるも

⁶ IAS第1号第112項(一部抜粋)

注記は、次のことを行わなければならない。

(c)財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に関連性のある情報を提供する。

のではないという回答を受けとっており、本論点が早急な解決が必要とされる重要な問題とはなっていないと認識している。

19. また、アジェンダ決定案に示された IFRS-IC のアジェンダに追加しないとする方向性については、次の点より同意できるものと考えられる。

(1) 現行の IFRS の規定を前提とすれば、コモディティ・ローン取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があるとする IASB スタッフの分析結果に同意できるものと考えられる。

- ① IASB スタッフが行った分析においては、報告企業が負う義務について、IAS 第 37 号に照らした分析が行われているが、当該検討に先だって、IFRS 第 9 号 (IAS 第 39 号) の金融負債に該当するか否かの分析を行うべきと考える。また、IAS 第 37 号の検討とは別に実施されている IFRS 第 9 号 (IAS 第 39 号) の分析においても、借方勘定の分析は行われているものの、報告企業が負う義務に関する貸方勘定の分析は十分に行われていないように見受けられる。

ただし、報告企業が負うコモディティを返還する義務については、コモディティが金融資産に該当しない限り、現金又は他の金融資産を引き渡す義務には該当せず、金融負債には該当しないと考えられることから、IASB スタッフが行った分析の結論には、影響を与えないものと考えられる。

- ② IASB スタッフが行ったその他の分析 (IFRS 第 16 号「リース」、IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する分析) について不合理な点は見受けられない。

(2) 仮に本論点に対する対応を行うのであれば、要望書に記載されたコモディティ・ローンへの対応という範囲が限定された対応を行うのではなく、より大きなプロジェクトとして、コモディティトレーディング取引全般についての情報収集を行った上で、会計処理の検討が包括的に行われることが適切であると考えられる。

20. 以上より、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないこととしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

当委員会事務局としては、IFRS-IC のアジェンダ決定案にコメントを提出しないことを提案しているが、ご質問やご意見があればお伺いしたい。

以上

(別紙 1)

コモディティ・ローンのアウトリーチに対する当委員会からの回答

当委員会事務局は、コモディティ・ローンについて我が国における関係者に照会した結果として、各専門委員の皆様からいただいた回答を基に、IASB スタッフに対して次のとおり回答を行っている。

質問(1) 本論点は、あなたの法域の実務において、よくみられるものですか。よくみられるものである場合には、それがどの程度かに関して定性的又は定量的な情報をご提供ください。

回答(1) 本論点のリース取引は、特定業種（部品製造業、商社、リース会社等）においてみられる取引ではあるものの、わが国の実務においては必ずしもよく観察されるものではない。専門委員のうち監査人の一人から、リース取引よりも、それに類似するスワップ取引の方がわが国においてはより一般的になりつつあるとのコメントがあった。

以下、質問(2)～(4)については、企業と貸手の間の契約又は企業と借手の間の契約に、契約期間満了時の現金決済選択権は存在しないものと想定している。

質問(2) 本論点がよくみられるものである場合、最もよくみられるのはどのような会計処理方法ですか。(公表財務諸表において関連する開示例があればありがたいですが、非公開の情報でもいただけますと幸いです。)

回答(2) 本論点について、わが国においてよくみられる会計処理方法を特定できなかつた。

質問(3) 可能であれば、当該方法について、採用された根拠をご説明ください。

回答(3) 該当事項なし

質問(4) 本論点について、実務の不統一はどの程度みられますか。

回答(4) 該当事項なし

質問(5) 仮に、企業と貸手の間の契約又は企業と借手の間の契約に、契約期間満了時の現金決済選択権が存在する場合には、上記質問(2)～(4)のご回答内容は異なるものになりますか。

回答(5) 該当事項なし

審議事項(4) 参考資料 2

質問(6) 可能であれば、質問(5)に対するご回答の根拠をご説明ください。

回答(6) 該当事項なし

質問(7) その他、本論点の分析に有用な情報をお持ちでしたらお寄せください。

回答(7) 専門委員のうち監査人の一人から、検討が過度に断片的になることを避けるため、本論点にいうリース取引や類似するスワップ取引を含め、貴金属トレーディング取引全般についての情報収集を行った上で、会計処理の検討が包括的に行われることが適切と考える旨のコメントがあった。

(別紙 2)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

コモディティ・ローン (アジェンダ・ペーパー10)

解釈指針委員会は、コモディティ・ローン取引をどのように会計処理すべきかに関して要望を受けた。具体的には、当該取引は、銀行が金地金を第三者から借りて（契約 1）、それからその金地金を別の第三者に同じ条件でより高い手数料で貸す（契約 2）という取引である。銀行はこの 2 つの契約をお互いに考慮して締結するが、両契約は紐付きではない（すなわち、銀行は両契約を互いに独立に交渉する）。それぞれの契約において、借手は契約の開始時に金地金の法的所有権を獲得するとともに、契約の終了時に、受け取ったのと同じ品質及び量の金地金を返還する義務を有している。金地金の貸付と交換に、それぞれの借手は契約期間にわたりそれぞれの貸手に手数料を支払うが、契約開始時に現金の流入又は流出はない。

解釈指針委員会は、この 2 つの契約の期間にわたり、金地金を借り入れて貸し付ける銀行が次のものを認識するのかどうかを質問された。

- a. 金地金（又は金地金を受け取る権利）を表す資産
- b. 金地金を引き渡す義務を表す負債

解釈指針委員会は、要望書における具体的な取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があることに着目した [注 1]。ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業は会計方針を策定して当該取引に適用する際に、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用する。その際、IAS 第 8 号の第 11 項は、企業が次のことを検討することを要求している。

- a. 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS 基準の要求事項があるかどうか。ない場合には、
- b. 「概念フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念を適用して、当該取引をどのように会計処理すべきか

解釈指針委員会は、IAS 第 8 号の第 10 項を適用して、策定された会計方針は次のような情報をもたらすものでなければならないことに留意した。(i) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、(ii) 信頼性がある（すなわち、財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現し、経済的実質を反映し、中立的で慎重で重要性があるすべての点で完全である）。解釈指針委員会は、類似の事項や関連する事項を扱っている要求事項を考慮する際に、企業は類似の事項や関連する事項を扱っている要求事

項のすべて（関連する開示要求を含む）を考慮することにも着目した。

解釈指針委員会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 112 項(c)の要求事項が、企業が IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項を適用して会計方針を策定する場合に関連する可能性があることにも着目した。コモディティ取引の会計処理及び関連するリスクの理解に目的適合性がある情報を提供するために追加的な開示が必要とされる場合は、これに該当する。

解釈指針委員会は、問われた質問を現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に解決することはできないであろうと結論を下した。コモディティに関わる取引の範囲が広いことは、狭い範囲の基準設定活動では企業にとって限定的な便益しかなく、意図しない結果を生じるリスクが高いことを意味している。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを [決定した]。

[注 1] しかし、解釈指針委員会は、コモディティに関するある取引（例えば、企業の生産工程に使用するためのコモディティの購入）には、特定の IFRS 基準が適用される可能性があることに着目した。

以 上